

会津若松地方広域市町村圏整備組合発注工事等からの暴力団等排除措置要綱

(平成20年1月29日決裁)

(平成23年6月10日決裁)

(平成27年7月23日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、会津若松地方広域市町村圏整備組合（以下「組合」という。）が発注する建設工事等に対する暴力団又は社会的非難関係者の不当な介入を排除し、その適正な施行を確保するために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 建設工事等

建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに測量業務、建築設計、土木設計、建設コンサルタント、補償コンサルタント、地質調査、不動産鑑定、その他建設工事に関する業務並びに清掃・警備等役務の提供に係る業務委託並びに物品の製造の請負、買入れ、修理及び売り払い等に関する業務をいう。

(2) 入札参加資格者

会津若松地方広域市町村圏整備組合競争入札参加資格及び審査等に関する規程（平成18年会津若松地方広域市町村圏整備組合告示第11号）第5条第1項に規定する入札参加資格者名簿に登載された者をいう。

(3) 組合発注工事等

組合が発注する建設工事等をいう。

(4) 役員等

法人の役員、支配人、支店長及び営業所長並びに個人の事業主及び支配人をいう。

(5) 暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体をいう。

(6) 暴力団員

法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(7) 社会的非難関係者

暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものとして福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号。）第4条に規定するものをいう。

(排除措置の対象)

第3条 排除措置(次条及び第6条までの規定により管理者が行う措置をいう。以下同じ。)の対象になる個人又は法人等(以下「排除措置対象者」という。)は、暴力団及び社会的非難関係者とする。

(入札参加資格登録からの排除)

第4条 管理者は、入札参加資格者、入札参加資格者の役員等又は入札参加資格者の経営に事実上参加している者(以下「入札参加資格者等」という。)が、排除措置対象者と認められた場合には、当該入札参加資格者等の入札参加資格登録を抹消する。

(契約からの排除)

第5条 管理者は、建設工事等の一般競争入札又は指名競争入札を行うにあたっては、排除措置対象者の入札参加を認めてはならない。

2 管理者は、落札候補者及び落札者(以下落札者等という。)並びに落札者等である共同企業体の構成員が、入札後落札決定までの間に排除措置対象者と認められたときは、当該落札者等と契約を締結しないものとする。

3 管理者は、随意契約を行うにあたっては、入札参加資格の有無にかかわらず、排除措置対象者を契約の相手方としてはならない。

(下請等からの排除)

第6条 組合発注の建設工事等を請負った者(下請を含む。以下「受注者」という。)は、排除措置対象者と認められる資材販売業者から資材を購入してはならない。資材販売業者が構成する組合等から資材を購入する場合で、当該組合等の構成員が排除措置対象者と認められる場合も、同様とする。

2 受注者は、排除措置対象者と認められる業者に下請発注をしてはならない。

3 受注者は、排除措置対象者と認められる産業廃棄物処理業者の産業廃棄物処理施設等を使用してはならない。産業廃棄物処理業者が構成する組合等と廃棄物処理施設を使用する旨の約定等を行った場合であって、当該組合等の構成員が排除措置対象者と認められる場合も、同様とする。

4 管理者は、下請業者、資材販売業者又は産業廃棄物処理業者(次項において「下請業者等」という。)が排除措置対象者に該当するとして警察等関係行政機関から通報があったときは、受注者にその旨を通知する。

5 管理者は、受注者が、下請業者等が排除措置対象者に該当することを知りながら第1項から第3項までの規定に違反したと認められるときは、当該受注者に対して会津若松地方広域市町村圏整備組合工事等入札参加停止措置基準(平成17年3月30日決裁)に基づき、入札参加停止等の措置を行うものとする。

(契約等の解除)

第7条 管理者は、受注者が排除措置対象者と認められたときは、当該契約を解除することができる。

(建設工事等への不当な要求等に対する措置)

第8条 受注者は、建設工事等の施行について排除措置対象者から不当な要求行為を受けた場合は、速やかに組合及び警察に報告するものとする。この場合において、受注者が報告を怠った場合は、管理者は、当該受注者に対して入札参加停止等の措置を行うものとする。

2 管理者は、受注者が排除措置対象者から建設工事等の施行について妨害を受けたときは、警察への被害届の提出を指導するとともに、当該受注者に対して工程の調整、工期の延長等必要な手続きを講じるものとする。

(所轄警察署との連携)

第9条 第6条及び第8条に規定する措置を行う場合の具体的な手続きについては、所轄警察署と協議するものとする。

2 前項に定めるもののほか、管理者は、この要綱の運用に当たっては、警察等関係行政機関との密接な連携のもと行うものとする。

附 則

この要綱は、平成20年1月29日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

(削除)